

令和4年度 小川町指名停止業者一覧

番号	概要	適用条項	対象有資格者	代表者	住 所	指名停止措置期間
1	当該事業者が元請であった工事において、作業員が死亡する工事関係者事故が発生した。この事故について、当該事業者は安全管理の措置が不適当であったことにより、関係者に死亡者を生じさせたと認められるため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第1第8号（建設工事等関係者事故）	伊田テクノス 株式会社	檜崎 亘	埼玉県東松山市松本町2-1-1	令和4年5月20日から（2ヶ月） 令和4年7月19日まで
2	当該事業者が元請であった工事において、作業員が死亡する工事関係者事故が発生した。この事故について、当該事業者は安全管理の措置が不適当であったことにより、関係者に死亡者を生じさせたと認められるため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第1第8号（建設工事等関係者事故）	中原建設 株式会社	中原 誠	埼玉県川口市柳崎5-2-33	令和4年5月20日から（2ヶ月） 令和4年7月19日まで
3	当該事業者は、八潮新都市建設事務所発注の街区・画地杭設置等業務委託の入札において、入札権限のない者名義の電子証明書を使用し、入札に参加した。このことが不正又は不誠実な行為に該当するため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第2第7号（不正又は不誠実行為）	昭和 株式会社	本島 哲也	埼玉県熊谷市箱田1-2-1（北関東支店）	令和4年6月28日から（1ヶ月） 令和4年7月27日まで
4	当該事業者は、埼玉県地域整備事務所発注の画地確定測量業務委託の入札において、入札権限のない旧代表者名義の電子証明書を使用し、入札に参加した。更に旧代表者名を用い、契約書の締結をした。このことが不正又は不誠実な行為及び虚偽記載に該当するため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第2第7号（不正又は不誠実行為）	司測量設計調査 株式会社	成瀬 良貴	埼玉県川越市市場1281-21	令和4年10月7日から（2ヶ月） 令和4年12月6日まで
5	当該事業者は、特定医療業務の入札等について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を長期間にわたって行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	株式会社 ニチイ学館	森 信介	東京都千代田区神田駿河台4-6	令和4年11月25日から（6ヶ月） 令和5年5月24日まで
6	当該事業者は、国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所発注のR2荒川第二調節池排水門詳細設計業務において、過失により設計業務を粗雑にしたと認められるため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第1第3号（粗雑工事）	八千代エンジニアリング 株式会社	高橋 努	（本店）東京都台東区浅草橋5-20-8 （関東センター）埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-7	令和5年2月24日から（2ヶ月） 令和5年4月23日まで
7	専務取締役が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、独占禁止法に違反する行為（不当な取引制限）を行っていた容疑により、令和5年2月8日東京地方検察庁に逮捕されたため。	小川町指名停止等措置要綱第2条別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	株式会社 セレスポ	田代 剛	東京都豊島区北大塚1-21-5	令和5年2月24日から（6ヶ月） 令和5年8月23日まで